

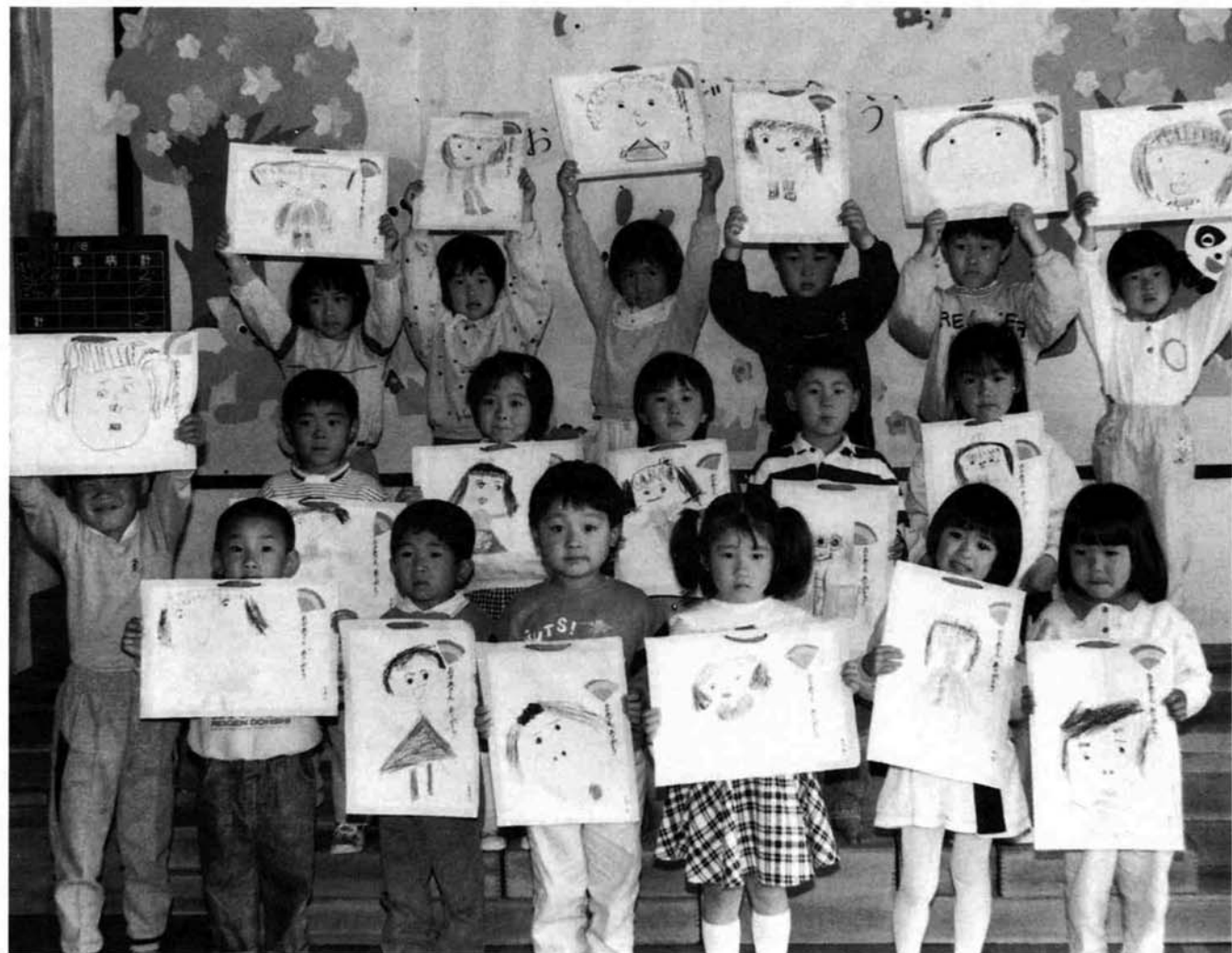
広 報

平成元年

5 月 No.189

なかのしま

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課  
(〒954-01 ☎0258-66-2270)



休日在宅  
当番医の  
お知らせ



月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
5/21	山喜医院 (☎62-0646)	石川医院 (☎66-2440)
5/28	星野(今町)医院 (☎66-2103)	佐々木医院 (☎62-2357)
6/4	杏仁堂医院 (☎62-0123)	金井医院 (☎62-0116)
6/11	霜鳥医院 (☎62-0579)	寺師医院 (☎62-0137)
6/18	小林医院 (☎62-0562)	石川医院 (☎66-2140)
6/25	堀医院 (☎66-2133)	佐々木医院 (☎62-2357)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

人口の動き

4月末日現在・(前月比)・[前年比]	
人口	12,210人 (+3) (+118)
男	5,951人 (-5) (+35)
女	6,259人 (+8) (+83)
世帯数	2,527戸 (+8) (+31)

おもな内容

- ふるさと創生1億円 アンケート結果より ②~③
- 三月定例町議会一般質問から ④~⑧
- 町体育指導員に 21名を任命 ⑩
- カメラ散歩 ⑫
- 保健だより〈健康とアルコール〉 ⑬
- ナイスふ〜ど新潟'89 ⑭
- 女性ドライバーの交通事故防止 ⑮

五月十四日は「母の日」。  
 しかられる時は恐いけど、やっぱり  
 やさしいお母さん。  
 いつもお世話になってお母さん  
 へ「ありがとう」の気持ちを込めて、  
 一生懸命書きました。  
 (中通保育所にて)

おかあさん  
ありがとう

- 軽自動車税
- 国民年金保険料

▼竹下首相の退陣により、今後「ふるさと創生」がどのように取り扱われていくのか非常に興味のあるところですが、今月号は三月にアイデア募集を行いました一億円の使い道について取り上げてみました。

▼応募されたアイデアを整理してみると、東京を始めとして町外からの応募が十名程ありました。

たぶん、ほとんどの人が町内出身者か、また何らかの形で町に関わられている方々かと思いますが、いずれの方々も町を思い、町の発展を考えてくださるのが文面を通して伝わってきます。

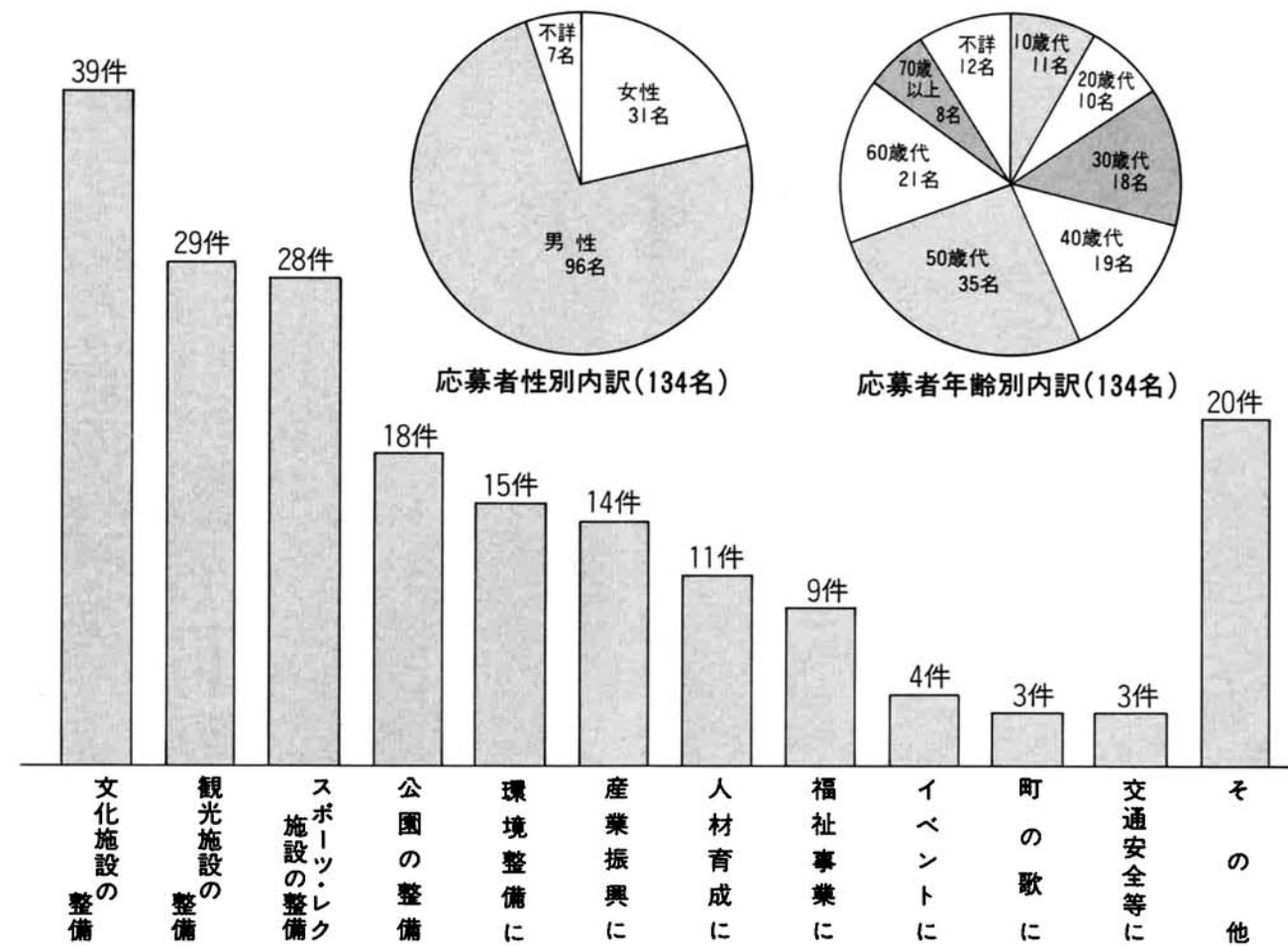
応募された方々を始め、多くの人達の注目を集めている「ふるさと創生」事業。

今後のまちづくりのためにも、是非とも有効な利用方法を見いだしてほしいものです。

編集後記



- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572



# 応募者総数百三十四名 アイデア総数百九十三件

広報なかのしま三月号で、「ふるさと創生一億円」の使いみちについて、皆さんからアイデアを募集したわけですが、おかげさまで四月末現在、百三十四人の方から百九十三件にのぼるアイデアが寄せられました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

集まったアイデアを見てみますと、文化、体育施設の整備、観光、産業振興、人材育成、公園整備、イベント等々、色々な方面のアイデアが寄せられました。特に文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、公園の整備等、生活の中に文化とうるおいを求めるものが目立ちました。

また、最近、町内を通過する観光バスの増加をうけてか、観光施設の整備をという声も多く見られました。

町では今後、皆さんからお寄せいただいたアイデアを参考に議会、総合計画審議委員会等で検討を進めていきたいと考えています。また、お寄せいただいたアイデアについては、今回の一億円の利用方法だけでなく、今後の町の施策に生かしていきたいと思えます。

## 文化施設に

- ▼生涯教育の拠点となる町立図書館の建設。
- ▼中央から人を招いてコンサートが開けるような音楽ホールや多目的な文化会館を。
- ▼民俗資料館、文化資料館、図書館を組み合わせた町立美術資料館を。
- ▼移動図書館(自動車文庫)の開設。
- ▼各界著名人による講演会や、一流コーチによるスポーツ指導を定期的に行うための費用にする。
- ▼図書館と公園を組み合わせ、町民がだれでも楽しめる施設を。
- ▼池田謙吉先生や入沢達吉先生の生家など貴重な文化財を保存するとともに観光地にしてほしい。

## 観光に

- ▼米俵に跨った特大黒様をつくり、回りを駐車場、公園とし、特産品販売所をつくる。
- ▼特産品であるコシヒカリとレンコンをイメージした、町を一望できるシンボルタワーをつくる。

## 産業振興に

- ▼農業の担手育成に努めるとともに、カントリエレベーターなど低コスト農業の推進を進めてもらいたい。
- ▼米やレンコンなどの地場産業を振興し、町の活性化をはかる。
- ▼企業誘地と地場産業の発展に。
- ▼中之島街路等を商業地域に指定し、環境整備を図り、商店の出店を促す。
- ▼東京に農産物の販売店を建設し、町内の農産物を直販する。
- ▼蒲原平野は「どじょう」の育成に適していることから、「蒲原どじょう」として特産品にする。

## 環境整備に

- ▼植樹を奨励し、花と緑いっぱい町づくりを進める。
- ▼情緒教育のためにも、町の自然を生きかしの町をつくる。
- ▼川の堤防や公共用地に桜を植え、桜の名所をつくる。
- ▼下水道整備の面に使ってほしい。
- ▼用水や下水路の安全柵や外燈の設置を。

## 人材育成に

- ▼次代を担う高校生、大学生に無償選奨学金制度を創設する。

## スポーツレクリエーションに

- ▼子供から老人まで、だれでも利用できる総合体育館を。
- ▼温水プール、サウナ、アスレチックなどを備えた屋内スポーツ施設を。
- ▼中学校の跡地を利用して、総合体育施設を。
- ▼中之島川の堤防に桜の木を植えて、サイクリングロードに。
- ▼町営ゴルフ場を。
- ▼モトクロス場を作り、町をモータースポーツのメッカにする。

## 公園整備に

- ▼猿橋川の改修背後地に、花と緑のふれあい公園をつくる。
- ▼アスレチックや遊歩道、桜並木などがあり、大人から子供まで楽しめる大規模な公園を。
- ▼北中学校の跡地を各種スポーツ施設と公園が一体となった河川公園を。
- ▼公共事業の残土を利用して山をつくり、町民こいの森をつくる。

## その他

- ▼町民の海外研修を行う。
- ▼子供会育成事業の活性化に。
- ▼一億円を基金として、町の活性化に功績のあった人の表彰費にあてる。
- ▼寝たきり老人を収容する施設や障害者の方々のための施設を造ってほしい。
- ▼町民だれもが利用できる保養センターを。
- ▼町内巡回無料バスを走らせてほしい。
- ▼高齢化が進行する中で、老人の健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりのための老人ヘルスセンターを。
- ▼中之島音頭、中之島太鼓等を新たに設け、全町あげて中之島まつりを行う。
- ▼町民総参加の「大スポーツ大会」を開催する。
- ▼両中学校の跡地を利用して、子供から老人まで一緒に楽しめる新しい総合施設をつくる。
- ▼海を持たない中之島ですから、海の家を建ててほしい。
- ▼町内に広報用の情報無線等の設置を。
- ▼日本一の信濃川にモーターボートの競艇場をつくり、その収益で福祉の充実ははかる。
- ▼町内の小中学校の生徒に、うまい米の給食ができるよう農産物加工所を充実して、米飯給食の供給を行う。



議会報告

# 三月定例議会 一般質問から

三月定例議会が、三月十日より開催され、町政に対する一般質問が三議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。



西沢登美治議員

## 町長の政治姿勢について

西沢登美治議員

町長におかれては、本年十一月十五日をもって任期満了となりますが、再度立候補される意志があるのかどうか。

町長の政治姿勢についてお伺い致します。

〔樋山町長〕  
私の任期につきましては、本年十一月十五日で任期満了となりますが、昨年三月の三月議会におきまして、豊かな自然と活力あるまちづくりを目指しての第三次総合計画を皆さんのご賛同のもとに策定させていただきました。

月十五日で任期満了となりますが、昨年の三月議会におきまして、豊かな自然と活力あるまちづくりを目指しての第三次総合計画を皆さんのご賛同のもとに策定させていただきました。

この計画の具現を図ることが私に課せられた最大の責任と自覚いたし、仕事を進めさせていただいておりません。

今後も引き続き皆さんの温かいご支援とご協力をいただきまして、この仕事の完成に向かって全力投球をさせていただきます。決意をいたしてまいります。

## 町の水防体制について

樋山町長

町の水防体制についてですが、特に信濃川につきましては昭和六十年六月三十日から七月一日にかけ大雨により危険水位をはるかに超える大増水となり、中条地内の堤防で約二百メートルの範囲で漏水が発生いたしました。



樋山町長を答へる

した。

その後、建設省により護岸工事が行われたわけですが、現在まで昭和六十年のような増水が無く、その効果ははっきりとはわからない状況であります。

今後とも、危険箇所を充分調査されまして継続工事を進めていただきたいと思いますが、どのようにお考えかお伺い致します。

## 〔樋山町長〕

中条地域の信濃川の水防の問題ですが、ご質問のとおり昭和六十年の大雨のおり、町営野球場の下流約二百メートル位の所において漏水が確認されております。

その後、十二月に入りまして、建設省長岡信濃川工事事務所により三百二十メートルにわたって護岸工事が行われたわけですが、その後、昭和六十年のような増水が起きていないものです。

## 高速バスの 路線変更について

高速バスの路線変更の陳情をされたわけですが、その後の経過および見通しについてお伺い致します。

## 〔樋山町長〕

高速バスの路線変更の陳情につきましては昨年九月、当町のほかに長岡市、見附市、与板町、和島村の五市町村の連名をもちまして、関係方面に中之島・見附インターを経由しての長岡・新潟間の高速バス路線を開設していただきたいということで陳情して参ったわけですが、



中之島・見附インターの高速バス停留所

けでございませう。また商工会の方々も、やはり連名で越後交通、並びに新潟交通に同様の陳情をされたともうかがっております。

これらを受けられての越後交通の回答によりますと、現在、輸送人員数が低迷している中で、運行本数を増やせることができません。輸送人員数が現状維持を維持しておりますが、そのうちの何本かを分けて中之島・見附インター経由とするよう協議するということでありました。また、長岡・新潟間の高速バスは、新潟交通との共同運行であるため、新潟交通のご理解とご協力を得なければならぬということでありましたので、これを受けまして新潟交通の方にも陳情をして参っております。

新しい路線が開設されることにより、利用客も増えるものと考えられますし、また、長岡市においても強い運動が進められているということですので、これらを交えまして新路線の実現に努力して参るつもりです。

## 洪水防除事業について

樋山町長

昨年の大雨は、我が町の基幹産業であります稲作はもとより、転作作物に

も大きな被害をもたらしております。

このような中で、洪水防除事業を計画され、調査費を計上されていることは、関係者はもとより、町としても大いに期待されることと思っております。

一日も早く、この事業に着手されますことをお願いいたしまして、この事業について、どのような計画が進められているのかお伺い致します。

## 〔樋山町長〕

洪水防除事業につきましては、昨年度三百萬円の調査費をお願い致しまして、この事業の基礎となる全体的な調査活動を三条農地事務所にお願いたしました。

更に、平成二年度に県の実施計画の策定計画にもっていき基本調査を三条農地事務所のご指導を受けながら町単独で進めたいということで、このたびの予算の中に一千万円の調査費を計上いたしました。

皆さんのご理解のもとに、この事業が一層強力に、早期に進められることを期待申し上げます。

## ふるさと創生について

樋山町長

ふるさと創生事業で、全国の自治体に一律一億円を交付するという事業については、新聞等を見ると各市町村がいろいろとアイデアを模索されている記事が、たびたび掲載されておりますが、当町においてはどのようなお考えかお伺い致します。

## 〔樋山町長〕

ふるさと創生についてですが、今回の一億円の交付につきましては、ただ一億円を使って何かをやるだけでなく、それぞれの地域において住民が地域づくり、いわゆる「むらおこし」「まちおこし」ということについて一層関心を高め、お互いに知恵を出し合って、これらのことに取り組むという過程を非常に大事に考えられているということなんです。

このようなことから、二月に行いました両農協と商工会との農商青年部合同懇談会のテーマとして取り上げても良かったり、町の広報三月号で広く町民の皆さんからアイデアをお寄せいただくようお願いしております。

これらがまとまりました段階で、適切な方法で集約を図っていきたくと考えております。また、六十三年度交付分の二千万円につきましては、来年度分の八千万円と合わせて活用を図って



昭和60年の増水の様子(与板橋)



高木 三郎議員

いきたいということで、このたびの議会に基金とするための条例を提出いたしております。

### 防火水槽の

#### 管理について

防火水槽の問題ですが、総務文教委員会が視察に出たところ、新しく完成した藤山地区の防火水槽に水が入っていないかったということですが、このことについてどのようにお考えかお聞かせ願いたい。

〔樋山町長〕

今回のことにつきましては誠に遺憾に思うわけで、心からおおわび申し上げます。防火水槽の管理につきましては、工事完了検査が終わった後、それぞれの地域の消防団に保守、或は管理を委託するという形をとってきているわけですが、このたびの問題は、完了検査の

後の処理、および地元消防団との連絡事務の受け渡しの面の不備から生じたわけでございます。このたびのことを教訓といたしまして、今後このような問題が起こらないようにするために、財務規則にのっとりた形だけでなく、それぞれの職場でもう一度やり方について点検をするよう指示をいたしております。

### 下水道整備について

西所、三沼地区の農業用水は、中之島川から取り入れているわけですが、中之島、中興野地区の完地造成、および今回の工業団地の造成などで、いろいろな汚水が増え、今後、用水が取れない状況が起こるとも限らないわけですから。

早急に下水道の整備が完成するならば中之島川の水を使わせてもらっても良いのではないかと思います。農業用水の問題も含め、下水道計画について、どのような計画で何年後位に完了の見込みであるのかお聞かせ願いたい。

〔樋山町長〕

公共下水道事業についてですが、平成元年度につきましては下水道整備計画資料の策定ということで九十万円を

計上いたしました。六十三年度に行いましたアンケート調査をもとにして計画策定の資料を作りたいと考えております。

平成二年度には、一応二千九百万円を予定いたしました。この資料にもとづき計画を策定し、順調に行けば平成三年度には一億二千万円を計上いたしました。まして実施設計に入りたいと考えています。

下水道事業には非常に巨額の費用がかかるうえに、受益者負担ということもありますので住民の皆さんの十分な理解を取りつながら進めていく必要があるかと考えています。

したがって、相当長期の事業になるものと思われまので、全部が完了するのは現段階では予想がつかない状況です。

農業用水の問題ですが、今後の農業を考えた場合、用排水事業は非常に大きな問題です。

したがって、今後採択されることが見込まれる湛水防除事業や、その後の広域農道計画の中で用排水全体の見直しを計っていかねばならないということ。昨年十一月に中之島町農業総合振興整備促進協議会を発足させていただきまして、鋭意、努力をして参りたいと考えております。

### 非常用ポンプの

#### 確保について

西所、三沼地区は、その位置の関係上、用水においては一番末端の地区となるため、天候不順の年には用水不足の恐れがあるわけですが。

町には、このような場合に使用できるポンプが何台常時備えてあるのか。また、県あるいは他の機関に連絡することによって、どの位の数が確保できるのか、わかる範囲でお聞かせ願いたい。

〔樋山町長〕

現在、町には応急用ポンプが四台ありますので整備を充分に行いまして、対応していけるようにしておきたいと考えております。

しかし、町だけでは対応しきれない問題もありますので、三条農地事務所を通じて、これらの対策について充分協力がいただけるよう連携をとっているわけでございます。

### 用水の問題について

このたび、長呂地区の県営かんがい排水事業が竣工いたしますが、この



各種証明事務にも影響が...

用水については相当の量があるので、西所、三沼地区へ流しても不足しないのではないかとおもうかがっております。これらを行うことについて、何かお考えがあればお聞かせ願いたい。

〔樋山町長〕

ただいまの用水の問題については、先程申し上げました農業総合振興整備促進協議会の中でも将来の方向として用排水分離を実現することを目標としております。

ただし、そこには水利権等いろいろ乗り越えなければならぬ障害が数多くあるわけです。



三月に竣工した長呂樋管

今回の税制改革により消費税が創設されたわけですが、当町においては、平成元年度から農村環境改善センターを始め統合中学校、上通保育所と大型プロジェクトが予定されており、仮に統合中学校建設事業費が二十億円といえども六千万円もの消費税を負担することになります。この改革によって町の財政がどのような影響を受けるのかお伺い致します。

### 税制改革に伴う

#### 町の財政について



久保 悌二議員

先程も申し上げましたが、例えば広域農道構想にからまる用排水や圃場整備の問題等の中で解決ができないのかというところに焦点を絞りながら、これらの障害を乗り越えていかなければならないと思っております。今すぐにはやります、とかやれないとは言えませんが、その方向で努力したいと考えております。

また、マスコミ等の報道によりますと、公共料金等にかかる消費税について住民感情等に配慮して料金の引き下げで対応するなど市町村によっては政治的な問題になっているようですが、当町についてはどのような扱いになるのかお伺い致します。

〔樋山町長〕

消費税につきましては、第一に消費税の導入に伴う使用料、手数料の扱いについて第二に町の歳出予算に対する消費税の影響について第三に消費税が地方交付税、補助金等の財政に与える影響について

の三点をまとめてお答えいたします。第一の消費税の導入に伴う使用料、手数料の扱いについては、使用料手数料につきましては消費税によるコストアップ分三パーセント相当額を料金に転嫁するように国の指導を受けています。

使用料につきましては、保育料等の非課税のものもあり、当町の場合、庁舎、公民館、町営住宅、刈谷田荘、野球場、テニスコート等の使用料が対象となりますが、適当な機会に見直しをすることし当分の間、据え置く考えです。

また手数料につきましては、戸籍謄抄本手数料等の法令に基づく事務は非課税扱いとなりますが、大半が課税扱いとなるためコストアップ分について住民の皆さんから負担していただかなければならないと思っております。今後、検討していかなければならないと考えております。

第二の町の歳出予算に対する影響についてはありますが、地方公共団体も財源サービスを購入することにより消費税を負担することになります。なかには非課税扱いのものや物品税の引き下げ等もあり、確かなものはつかみにくい状況にあり、おおむね四千八百万円程度の増加になるのではないかと考えております。

第三の消費税が地方交付税、補助金等



の財政に与える影響については、地方交付税に充てられる所得税等の三税が減収となりますが、消費税の二十四パーセント相当と、たばこ税の二十五パーセント相当が上乗せされ、平成元年度の地方交付税は十二兆四千六百九十億円となり、前年度に比べ十七・三パーセントの大幅な伸びとなっておりますし、電気税、ガス税の減収額を確保するため消費税の五分の一相当の八百八十五億円が消費税と税として地方団体に交付されます。

平成元年度の地方交付税が決定してないので不明な点はありませんが、普通交付税で前年度の七パーセント増、消費税と税には二千万円を予算計上しております。交付税に依存する度合いの高い当町にとりまして、交付税の伸びに大きな期待がかかるものであります。

また補助金等の影響につきましては、現段階では定かではありませんが、自治省において消費税の導入に伴う地方財政の円滑な運営が計られるよう処置されるものと考えますので、歳出増に対応した国庫支出金の増が見込まれるものと考えております。

町の財政に対する影響につきましては、不明な点が多いわけですが、今後とも健全財政を堅持しながら積極的な財

### 統合中学校の 通学路整備について

統合中学校の完成と同時に一番問題となってくるのが通学路の問題であり、生徒の通学に際しては、交通の安全を確保しなければならぬ責任と義務があると考えております。

統合中学校の建設位置は、ちょうど町の中央に位置しており、集落によっては、農道、町道、県道と様々な道路を通過して通学することになり、いずれにしても整備改良が必要になってくる



と思われまふ。また整備を行うにしても財源の問題もあり、単年度で実施出来るものではなく、今から設計、改良、整備等の年次の準備が必要と考えます。

通学路等については教育委員会に対して諮問されているようですが、今現在、整備計画がどこまで進められているのかお伺い致します。

〔樋山町長〕

ご指摘のように子供達が安全で、また喜んで学校に通える状況を造り上げる事は、今後の大事な施策と考えております。

このような意味で、単に通学路の問題だけでなく、冬の積雪の期間等、色々な問題から通学方法等を含めたなかで、現在、教育委員会で鋭意検討を進めています。

一つの基本案を作りまして、関係方面の色々なご意見をいただき成案にするということ、この夏頃に答申していただけるものと考えております。

その後、答申を基に年次計画を組み、通学路の整備は、平成二年度当りが中心になるという考えから、これらの子算組みしながら事務を進めているところであります。

### 行政相談委員に 吉藤光威さんが委嘱されました

このたび、大口の吉藤晃威さんが総務庁長官から行政相談委員に委嘱されました。

私たちが行政に対する苦情を申し出る際、身近な「窓口」になってくれるのが「行政相談委員」です。

例えば、次のようなことについて、お気軽にご相談下さい。  
役場などの公共機関が行っている仕事について  
説明を受けたが納得できない。  
処理の仕方が間違っているのではな

### 人権擁護委員制度を「ご存じですか」

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和二十三年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行されました。国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

全国の人権擁護委員は、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人



○このようにしてほしいなど。相談は無料で秘密は守られます。  
◇吉藤 晃威  
中之島町大字大口一三二五番地  
☎〇二五八―二四―二二六七

権思想の啓発に努めることを申し合わせております。  
わたしたちの町には、次の人権擁護委員がおります。

- ◎吉藤 晃威  
大口一三二五番地
- ◎星野禎之助  
中之島一〇三番地
- ◎〇二五八―六六―二七五四  
※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

### 税務コーナー 税務署処分不服のあるときは

税務署長が行う更正や決定、財産の差押えなどの処分を受けたことにより、納税者の権利や利益が不等に損なわれることのないように、不服申立ての手続が設けられています。

不服申立ての手続には、税務署長に対する「異議申立て」と国税不服審判所長に対する「審査請求」があります。

税務署長が行った処分不服があるときは、その処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることが出来ます。異議申立てがあり、担当を変えて再調査をし、その結果を納

税者に通知します。これを「異議決定」といいます。  
この決定になお不服のある時には、その決定の通知を受けた日の翌日から一か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることが出来ます。国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関であり、納税者の不服を公平に審理解決するところです。

○関東信越国税不服審判所新潟支所  
新潟市営所通二番町六九二―五  
☎〇二五―二二九―二二五―

### 年金コーナー 今月中に

平成元年度より、保険料免除の申請時期が変わりました。

今までは、一年間保険料の免除を受けるには、毎年七月末日までが申請時期でしたが、今年度からは毎年五月末日までに申請していただくことになりました。なお、免除申請の手続きは、年金手帳と印鑑持参のうえ、市町村役場の窓口申請してください。申請免除

### 手続きはお早めに 保険料の免除申請

は、次に該当する者が受けられます。  
(ア)所得がないとき。(イ)加入者やその世帯の者が、生活保護法やらい予防法による援助を受けているとき。(ウ)地方税法で定める障害者や寡婦であつて、年間の所得が百万円以下であるとき。  
(エ)その他の事情で、保険料を納めることが、著しく困難であると認められたとき。

## 6月4日(日)は 県知事選挙の投票日です。



選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをより明るく豊かにするための貴重な「意志表示」です。  
今後四年間の県政を託す人を選ぶ大切な選挙です。  
棄権することなく、みんなで投票しましょう。

不在者投票は5月15日から6月3日までです。



# 農産物加工所をご利用ください

農産物加工所は、どなたでも利用できます。利用を希望される方は、最寄りの農協各支所にお申し込みください。なお、使用料は次のとおりです。

- ◎みそづくり (四月一日現在消費税込)
  - ・大豆15kg+米15kg 二、四三円(麹菌含)
  - ・大豆だけを煮る 15kg 三、七円
  - ・こうじ加工のみ 米15kg 一、四九円
- ◎野菜加工
  - ・一日 二、〇〇円+ガス代実費
  - ・半日 一、〇〇円+ガス代実費
- ◎製粉代 一升 一、五〇円



# 愛の手を世界に広げる 赤十字 赤十字運動月間 5月1日～5月30日

五月は赤十字運動月間です。赤十字が全国各地で行っている災害救護、巡回診療、献血などの各種事業は、毎年みなさまから拠出していただく事業資金によって支えられています。これらの事業活動をご理解いただき、より多くの方々にご参加くださることをお待ちしております。

なお、当町(日本赤十字社中之島町分区)では、この運動月間にあたり、嘱託員を通じて赤十字社員の「全戸加入」(五百円の社費納入で社員になります)を基本に運動を進めています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

# 青い鳥郵便葉書が配布されます

郵政省は、平成元年四月二十日(木)から身体障害者問題に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として「青い鳥郵便葉書」を発行しています。なお、この葉書は、一般に販売するほか、重度の身体障害者で申し出られた方に差し上げることとしています。

(1)配布の対象 重度の身体障害者(一般及び二級)で、平成元年三月三十一日現在満六歳以上の方

(2)申出の方法 お近くの郵便局に身体障害者手帳を提示し、備え付けの用紙で申し出ていただきます。(代人も可)

なお、郵便による申し込みもできます。(この場合は、本人の手帳番号、級別、住所、氏名及び生年月日を記入し、押印してください)

(3)申込受付期間 平成元年四月一日から五月三十一日まで

(4)枚数 申出のあった重度の身体障害者の方一人につき二十枚

※詳細はお近くの郵便局にお問い合わせください。

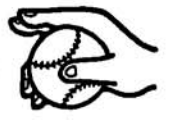
# 公民館で本を借りてみませんか

中之島町公民館内には図書室が設けてあり、図書の借出しを行っています。どなたでもご利用できますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、係では購入図書の要望についても承っています。

読んでみたい本、また、皆さんにも読んでみたい本等がありましたら係までご連絡ください。

図書についての詳細は、中之島町公民館社会教育係(☎六六―三三三内線)までお問い合わせください。



# 中之島町体育指導委員に 二十一名を任命

町民の体育レクリエーション活動の振興を図るため、計画、立案、指導、運営などを行う体育指導委員二十一名が、四月一日付で任命(任期二カ年)されましたので紹介いたします。(敬称略・順不同、①住所、②職業、③新任・再任の別)

- ◇小柳 道雄 (五十八歳)
- ①中条新田第二②自営業③再任
- ◇樋山 恭平 (五十五歳)
- ①中条宮村②自営業③再任
- ◇小谷松啓介 (五十歳)
- ①西高山新田②農業③再任
- ◇丸山 正一 (四十五歳)
- ①大口②会社員③再任
- ◇丸山 誠 (四十二歳)
- ①大口②農業③再任
- ◇高橋 広海 (三十八歳)
- ①杉之森②会社員③再任
- ◇小坂井政昭 (三十七歳)
- ①思川新田②団体職員③再任
- ◇皆川 久雄 (三十七歳)
- ①小沼新田②農業③再任
- ◇石橋 亮助 (三十五歳)
- ①中之島第二②自営業③再任
- ◇駒沢 隆司 (三十五歳)
- ①中之島第四②中学校教員③再任
- ◇松井栄一郎 (三十四歳)
- ①下沼新田②団体職員③再任
- ◇大橋 稔 (三十四歳)
- ①末宝②会社員③再任
- ◇両田 俊夫 (三十三歳)
- ①西高山新田②会社員③再任
- ◇西沢 繁 (三十三歳)
- ①上沼新田②会社員③再任
- ◇田中 幸一 (三十一歳)
- ①中野東②会社員③再任
- ◇田辺 靖弘 (二十九歳)
- ①中条東②会社員③再任
- ◇国島 尚之 (二十九歳)
- ①西高山新田②会社員③新任
- ◇鈴木 光子 (二十四歳)
- ①大口②主婦③再任
- ◇中島千恵子 (二十一歳)
- ①中野西②会社員③新任
- ◇河内 文栄 (二十一歳)
- ①中野西②会社員③新任
- ◇金安 純子 (十九歳)
- ①大沼新田②会社員③新任

# 六月四日は県民スポーツの日

## あなたも参加しませんか

毎年、六月の第一日曜日は、新潟国体を記念し「県民スポーツの日」と定められています。

加茂市、三条市、見附市、栃尾市、南蒲原郡のプロックでは、この日を記念し、次のおり各種大会を開催します。

あなたも参加してみませんか。参加申込み等の詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。 ☎六六―三三二四



- ◎ウォークラリー大会
  - 六月十八日 会場/栄町
  - 対象は小学生以上
- ◎軟式庭球大会
  - 六月四日 会場/見附市
  - 対象は中学生
- ◎グラウンドゴルフ大会
  - 六月四日 会場/栃尾市
  - 対象は二十歳以上の男女
- ◎中之島山間駅伝競走大会
  - 六月十一日 午前九時中之島町役場前スタート 市町村対抗
- ◎少年柔剣道大会
  - 六月十八日 会場/三条市
  - 対象は小学三年以上中学生まで
- ◎卓球大会
  - 六月十八日 会場/加茂市
  - 対象は中学生、高校生、一般
- ◎婦人バレーボール大会
  - 七月九日 会場/田上町
  - 各市町村の推薦チーム



# カメラ散歩

## 保育所入所式

四月六日、町内の各保育所での入所式が行われました。  
当日は、なかなかお母さんから離れようしない子供達もいましたが、今月号が発刊される頃には元気で集団生活にとけこんでいることでしょう。



中之島保育所の入所式の様子



上通保育所に立寄ったパレード隊 4/6

## ▲中条地区春祭り

四月十五日、恒例の中条地区の春祭りが行われました。  
四月一日に町の無形民族文化財の指定を受けたばかりとあってか、当日の行列の皆さんの顔もこころなしか誇らしげに映りました。

## ▼追弔法会

五月五日、戦没者追弔法会が中之島第六の妙栄寺で行われ、午後からは稚児行列が古式ゆかしく取り行われました。



## ▲春の全国交通安全運動

四月六日から十五日まで、全国一斉に春の交通安全運動が展開されました。当町においても交通安全協会やPTAの皆さんによる街頭指導、警察と安全協会および見附市と当町による交通安全パレード等を行うなど交通事故の防止の呼びかけを行いました。



見附ライオンズクラブ  
見附風南ライオンズクラブ  
合同クラブ旗争奪少年野球大会  
五月三日から五日までの三日間、第五回見附・見附風南ライオンズクラブ合同クラブ旗争奪少年野球大会が見附市市民球場で行われました。  
当町からは中之島中学校が参加しましたが健闘むなしく、六チーム中五位の成績にとどまりました。

優勝 見附市立見附中学校  
準優勝 見附市立西中学校  
三位 見附市立南中学校  
四位 栄町立栄中学校  
五位 中之島町立中之島中学校  
六位 見附市立今町中学校

今月から三回にわたって「健康とアルコール」をテーマに、田宮病院診療部診療サービスマスターとして活躍中の今井権男先生からお話していただきます。第一回は「お酒の上手な飲み方」についてです。

## 「健康とアルコール」(一) お酒の正しい飲み方

私は、プロフィールのように医師ではありません。病院で患者さんや家族の方々とその患者さんが健康で社会生活を営んでゆくための援助を日常の業務としています。

なぜ私にこのテーマを与えられたかを考えてみますと、昭和五十七年以来現在まで当田宮病院のアルコール依存症の患者さんをお世話していたことからだと思います。  
そこで第一回は「お酒の正しい飲み方」について述べたいと思います。  
酒は、適量に摂取する場合は百薬の長ですが、過度に摂取した場合逆に劇薬ともなるモノ。肝臓を壊したり急性アルコール中毒になったり、場合によっては死亡する例もあります。またすつかりアルコール依存症(アル中)になつて入院といった場合もあり、大きな社会問題となっています。

☆アルコール依存症について・・・  
アルコール依存症への問題として起こってくることは・・・  
☆神経が麻痺して適正飲酒のワキがはずれ大量飲酒になる  
☆単なる習慣以上に毎日飲まずにはいられず嗜癖になる  
☆肝硬変といった病気や幻覚・妄想といった精神症状をきたす  
☆暴れるといった家庭的・社会的問題を引き起こす

より健康とアルコール

☆アルコール依存症について・・・  
アルコール依存症への問題として起こってくることは・・・  
☆神経が麻痺して適正飲酒のワキがはずれ大量飲酒になる  
☆単なる習慣以上に毎日飲まずにはいられず嗜癖になる  
☆肝硬変といった病気や幻覚・妄想といった精神症状をきたす  
☆暴れるといった家庭的・社会的問題を引き起こす

というようなことが上げられます。  
このように、アルコールは脳に作用して、多量に飲むと精神的、肉体的麻痺を引き起こして昏睡状態に陥り、一種の精神異常の状態を伴うことがあります。  
このような症状を示すアルコール依存症と呼ばれる人達が全国に二百二十万人もいると言われています。  
アル中によって、健康を害し、ついにアルコール依存症にまでなると、家庭的、社会的悲劇のもとにな

つてしまうのです。お酒は上手に飲んでこそ「百薬の長」となり、明日への活力の源となると思います。  
\*お酒の飲み方は・・・  
毎日晩酌をする人でも適量を保つこととです。適量の目安は？その人の体質年齢、そのときの体調などによってかなり個人差があります。一般的な目安としては、毎日三合程度の飲酒、十年間でアルコール依存症になると言われています。その人の適量はその人がわかるはずですから、その適量を超えないように決めた量を守り、一週間に一、二日飲まない日を作ることが大切です。  
お酒といえは肴。アルコール依存症の方々は、殆ど食わずに、いわゆる「飲み一丁」という人が多いようです。ご飯にするまで三十分くらいゆっくり時間をかけて「おかず」を肴に、「家庭の団樂の中にお酒の文化がある」と言う感じでお飲みになることをお勧めします。  
\*外で飲む時は・・・  
家で飲む時よりどうしても量が増えます。お酒は酸性の物質ですから、酢のものや刺身のツマに付いた大根の千ぎり、海藻、パセリ、レモンといったアルカリ性の食物を充分に取ることも大切です。  
そして長い宴会になると、ビール、

日本酒、ウイスキーなどとチャンポンになりがちです。チャンポンになると二日酔いになるといふのはあまり根拠がないようです。そういう時は絶対量を多く飲んでいるということ。またイッキ飲みも危険です。急性アルコール中毒になることもありすし死亡例もあります。  
最後にまとめとして「お酒の正しい飲み方」は・・・  
自分の適量は自分でわかっていることとですから、その適量を守り、他の食物と共にバランスよく摂取することが大切です。そしてお酒を飲まない日を週に二日休肝日を是非つくり、家庭の団樂を大切に下さい。  
官庁も週休二日制度となりました。働き過ぎもお酒の飲み過ぎも健康には害になります。  
次回はアルコール依存症について詳しくお知らせしたいと思います。  
今井 権男氏略歴  
昭和十九年、長岡市生まれ。専修大学経済学部卒、東洋大学社会福祉研修修了。現在、医療法人崇徳会 田宮病院診療部診療サービスマスター、日本精神医学ソーシャルワーカー協会理事、同協会新潟支部運営委員、国立長岡技術大学非常勤講師ほかに就任。



# おまちしています ナイスふくど新潟'89

「食は新潟 豊かな緑」をテーマに「89新潟食と緑の博覧会」(愛称「ナイスふくど新潟89」)が、七月十四日から九月三日までの五十二日間、新潟市の鳥屋野潟湖畔において開催されます。会場構成は、十七のパビリオン、プレイランド、イベント広場からなり、企業、団体の出展も六十五社が決定しています。

素晴らしい(ナイス)食(フード)と風土(ふくど)わが新潟県を、内外に高らかにPRするこの博覧会、この夏百万人の参加が期待されています。



花と緑の街ナイスプラン/コンクール博覧会の開催に合わせ、いろいろなイベントを計画しています。その一部として、ヘグリーングリーン大作戦と称した花と緑の街ナイスプラン/コンクールが実施されます。花と緑にあふれたこんな街に、こんな村にしたいといった環境づくりの夢やプランを募集します。優秀プランには十万円が与えられるほか参加賞も用意されていますのでふってご応募ください。応募用紙は役場産業課にあります。なお切は六月十五日です。豪華賞品の当たる前売券も楽しみナイスふくど新潟のもう一つの楽しみはグアム旅行など総額一千万円の賞品が当たる抽選券つき前売券です。前売券は役場産業課で取り扱っています。なお第二回抽選会は七月十三日に行われます。

区分	前売	当日
大人	一、五〇〇円	一、八〇〇円
高校生	一、〇〇〇円	一、三〇〇円
小・中学生	五〇〇円	八〇〇円
幼児(三歳以下)	二〇〇円	三〇〇円

## 中之島町観光協会(仮称) 設立準備会の会員募集について

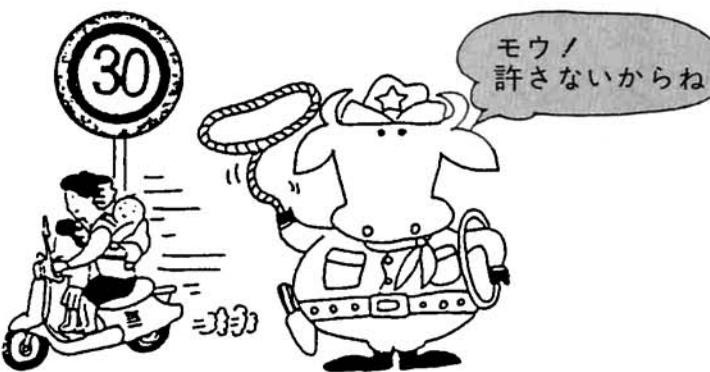
このたび、観光事業を推進し、町の産業・文化の発展に寄与することを目的とした「中之島町観光協会(仮称)」の設立準備会が発足することになりました。つきましては、町民の皆さんのご協力を期待いたしまして、下記の要領により会員を募集することになりました。これからの町の活性化及び観光振興のために、是非ともご賛同くださるようお願いいたします。

- 一、名称 中之島町観光協会(仮称)と称する。
- 二、本協会は、会員相互の協力と積極的な活動により、観光事業を推進し、町の産業文化発展に寄与することを目的とする。
- 三、組織 本協会は、本協会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

- 四、事業 本協会は次の事業を行う。(1)観光事業の実施。(2)観光資源の開発及び施設の充実。(3)名所旧跡・観光資源の紹介。(4)外客の誘致。(5)その他本協会の目的達成に必要な事業。
  - 五、会員 団体、法人、個人とする。
  - 六、会費 団体・年二万円、法人・年一万円、個人・年五千円
- 会員にご賛同いただける方は、五月三十一日までに中之島町商工会(☎六六一五五五〇)までご連絡ください。

## 女性ドライバーの 交通事故防止

女性ドライバーは、年々その数も増え、それに伴って女性ドライバーの関与する交通事故も増加しています。もともと女性は、運転が慎重でスピードも控え目でセフティードライバーとしての意識が高いのですから、女性ならではの良い面を活かして安全な走行に心がけましょう。



- 女性ドライバーのみなさん
- 「女だから・・・」という甘えを捨てて運転技術の向上を目指しましょう。
- 「スピードを出していないから」という油断は禁物です。
- 操作がしやすく、適正な視点が無理なく保てる、正しい運転姿勢を身につけましょう。
- 車の中に家庭を持たないよう、心の切替が大切です。
- 危険予知能力を高め、見えない危険を早めに発見しましょう。

〈町内交通事故発生状況〉

区分	件数		死者		傷者	
	4月中	累計	4月中	累計	4月中	累計
平成元年	1	5	0	0	1	5
昭和63年	8	18	0	2	9	22
比較増減	-7	-13	-0	-2	-8	-17

死亡事故0 連続199日(%現在)

豪壮日本一

## 中之島・見附 大風合戦

6月3日(土)・4日(日)・5日(月)

～ご家族そろってご観戦ください～

自動車税の納税期限は  
**5月31日**です。  
お忘れなく納税しましょう。

自動車を下取り又は譲渡したときは名義変更手続を、車検切れの自動車をお持ちの方は、廃車の手続を早めにしましょう。

新潟県三条財務事務所  
(電話0256-36-2209)

たけのこ工務店  
—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成予定年月日
中之島工業団地	中之島工業団地造成(その1)工事	2,327万円	㈱第一和光	8月17日
中之島工業団地	中之島工業団地造成(その2)工事	1,915万円	㈱佐藤組	8月17日

◎お詫び— 広報四月号の中で、次のお詫びの誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

- 。十ページ三段落目六行目、孤興野を狐興野に
- 。十一ページ一段目二十九行目、教頭菊池信雄を教頭菊池伸雄に
- 。十一ページ四段落目二十四行目、教育委員会…佐藤信也を教育委員会…柿本光男、佐藤信也に
- 。十四ページ四段落目、若月マサさんのご命日を8日から26日に。
- 。中村イセさんのご命日を26日から31日に



# 中之島町役場の事務機構図

(平成元年4月1日現在・白ヌキ数字は内線番号)

議会事務局 (☎66-2002)		事務局長 長谷川 清		事務局長 星 裕子		
助役 中之島 權之助 樋山 栄男	庶務課	課長 大竹 弘司 (☎66-2002)	参事 本間 昌次 稲庭 元	庶務係長(兼) 本間 昌次 選挙防炎係長 久保 宏	淡路 節中 島友枝 中沢 豊子 内藤 智 原山 勝 浅野 明 渡辺 順一	
	企画課	課長 大島 満 (☎66-2270)	課長補佐 長坂 勉	財政係長(兼) 長坂 勉 企画係長 入沢 与吉 開発係長 小黒 憲雄	近藤 孝信 小黒 栄子 高居 修子 内藤 有二 渡辺 一司 小林 高士	
	税務課	課長 栗林 孝治 (☎66-2101)	課長補佐 加野 伝	資産税係長(兼) 加野 伝 住民税係長 佐藤 守 管理係長 山崎 政広	樋山 辰彦 小林 須磨子 小野 弘 長谷川 洋子 吉沢 光彦 中島 明則	
	住民福祉課	課長 久保 朋恵 (☎66-2170)	課長補佐 池田 健一	住民係長 加藤 エミ 福祉係長(兼) 池田 健一	丸山 一 枝 秀 沢 あつ子 矢島 トモ子 吉水 拓 池田 健一 佐野 郁代 清水 忍	
	町立保育所等			中之島保育所 所長 佐々木 タカ 上通保育所 所長 齋藤 淑子 中野保育所 所長 高橋 セキ子 中条保育所 所長 吉住 喜志子 信条保育所 所長 小柳 美津江 刈谷田 莊 (管理人) 堀 勇	松井 光子 山崎 里津子 磯部 由美子 鈴木 勝代 高橋 京子 小根山 よう子 山崎 祐理子 石高 和子 高野 菊江 岩野 はずえ 村越 幸子 広川 恵子 小坂 井幸江 藤田 則子 山田 と志子 大久保 マサ子 清野 薫 大竹 二三代 小菅 つや子 大久保 早苗 立川 恭子 坂井 一美 大竹 三津子 小菅 マサノ 小菅 マサノ 山崎 一子 大竹 きよ江 齋藤 芳子 吉村 留美子 大倉 静枝	
	保健衛生課	課長 佐々木 勇夫 (☎66-2170)	課長補佐 浅野 辰昭	保健衛生係長 郷 沢 孝 国民健康保険係長(兼) 浅野 辰昭	酒井 道子 小黒 幸子 佐藤 善市 保健婦長 大橋 哲子 中島 静代 柴木 文恵 加藤 節子	
	産業課	課長 鈴木 正司 (☎66-2101)	課長補佐 齋藤 恭二	農業係長 西沢 富士雄 農村総合整備係長(兼) 齋藤 恭二 商工係長 下田 テル	田辺 暁郎 山岸 敏子 木我 正章 中島 成高 原 栄治	
	建設課	課長 酒井 比出明 (☎66-2270)	課長補佐 坂口 壮治	管理係長(兼) 坂口 壮治 工事係長 太田 通好	星野 直子 阿部 信夫 松永 桂資 下水道係 星 信雄 工事係 鈴木 一之 金安 享治	
	出納室	室長 石田 宏三 (☎66-2101)	浅野 玉久 大倉 あき子 矢嶋 幸子	中之島町指定金融機関派員		

教育委員会	教育長 古塩 正	局長 佐藤 五平 (☎66-3242)	局長補佐 卯塚 猛	学校教育係長(兼) 卯塚 猛 中之島中央小学校 真島 昴輔 山田 薫 西沢 美枝子 (☎66-2123) 成澤 ミイ子 荒川 照子 狩野 葉子 (☎66-5521) 上通小学校 柿本 光男 中島 春美 鈴木 礼子 (☎66-2781) 信条小学校 安達 雪枝 小野 ミヨ 小柳 了子 (☎97-3172) 中之島中学校 駒沢 進 (☎66-2208) 中之島北中学校 野村 富雄 (☎66-5034) スクールバス運転手 中沢 弘司 高木 良一 皆川 光雄 大久保 広司 太田 光雄
	事務局長 小林 勝治	石丸 ミチ 村上 昭夫		
	農務係長 大竹 一	吉田 眞沙子 <公民館長> 佐々木 芳男 <社会教育指導員> 長谷川 道郎 星野 昭治		
	農務係長 大竹 一	吉田 眞沙子 <公民館長> 佐々木 芳男 <社会教育指導員> 長谷川 道郎 星野 昭治		

## 中之島町役場の窓口案内

● 1階	
住民福祉課	☎66-2170
住民係	印鑑・転入・転出・出生・死亡・死産・婚姻・離婚・養子縁組・転籍・国民年金・国民健康保険などの各種届出、外国人登録、転出・印鑑などの証明、戸籍・住民票などの謄抄本交付、交通災害共済、自衛官募集、人権擁護・保護司など。
福祉係	生活保護、旧軍人軍族及び遺族の援護、児童・身障者・老人・精神薄弱者・母子福祉関係、特別障害者手当、児童手当、児童扶養手当など。民生児童委員、敬老事業、老人福祉施設の運営管理など。保育所の入退所、保育所の運営・指導など。
国民年金係	国民年金保険料の測定及び免除、国民年金被保険者の適用・給付など。
社会福祉協議会	地域福祉に関する事務。(内線48)
保健衛生課	☎66-2170
保健衛生係	健康相談・母子衛生・精神衛生・各種の子防接種・伝染病・成人病の子防と健康診査・血液対策、公害・し尿・廃棄物(ごみ)の処理・環境衛生・狂犬病予防・へい獣処理、墓地・火葬場、水道など。
国民健康保険係	国民健康保険料の賦課・減免及び医療給付、高額療養費の給付、老人医療の給付など。
産業課	☎66-2101
農業係	農業の振興及び助成、主要食糧の生産及び売渡し、農業資金、病虫害防除及び鳥獣駆除、農地・農業用施設及びその災害復旧、農業用水、家畜、家さんの改良増殖衛生・検査及び登録、農業後継者育成、水田農業確立対策、農振など。
商工係	商工業の振興と指導、商工業の融資及び国民金融公庫、計量器の検査及び火薬類の許可申請、消費者行政及び貯蓄推進、観光など。
農村総合整備係	農村環境基盤整備、農業生産基盤整備(農道整備・農業用排水整備等)、集落排水路整備、土地改良法に基づく事務処理など。
税務課	☎66-2101
住民税係	個人住民税・法人住民税の賦課、給与所得・農業所得等の調査など。
資産税係	固定資産税・特別土地保有税の賦課、土地・家屋等の評価、地籍図の保管整備など。
管理係	軽自動車税・たばこ消費税・電気税・ガス税の賦課、町税の徴収・滞納処分など。
出納室	☎66-2101
出納室	歳入歳出決算、出納関係書類の保管、物品の出納及び保管、その他会計全般。
指定金融機関(中之島町農業協同組合)	公金の収納及び支払い事務。 定例支払日、毎月22日、23日。但し、金融機関が休業の場合は繰延べます。
● 2階	
庶務課	☎66-2002
庶務係	庁舎管理、職員の人事、公文書の処理、町議会の招集、防犯、(内線24・59) 嘱託員、監査委員、工事請負契約の締結、町村会、条例・規則・規程等法規関係、行政相談、その他。
選挙防炎係	公共団体の選挙、防災及び消防、与板郷消防などに関する事務。(内線24)
企画課	☎66-2270
財政係	歳入歳出予算の編成及び執行、その他財政全般に関する事務。(内線26)

〒954-01 中之島町大字中之島788番地		
☎(大代表) 0258-66-2002		
FAX 0258-66-2238		
企画係	基本構想、行政の総合企画調整、都市計画、国土計画、統計全般、交通安全対策、町広報など。	
開発係	企業誘致等に関する事務。(内線26)	
建設課	☎66-2270	
管理係	建築確認、道路・橋梁の維持補修、交通安全施設・公園・町営住宅の管理、道路除雪など。	
工事係	道路・橋梁の改良舗装、都市施設の工事など。(内線27)	
下水道係	下水道工事および公共下水道における調査、設計、工事、監督など。(内線27)	
農業委員会事務局	☎66-2270	
農業委員会事務局	(内線21・60) 農地法ならびに農用地利用増進法に基づく農地の利用関係、農地転用の許可関係、農業者年金関係など。	
● 3階		
議会事務局	☎66-2002	
議会事務局	(内線32) 町議会の事務処理・請願・陳情の受理など。	
● 中之島町公民館		
教育委員会事務局	☎66-3242	
学校教育係	学校の設置・管理、教育財産の管理、学校給食、児童生徒の入学者校、その他学校教育全般。	
社会教育係	青少年・婦人・老人の教育と団体の育成、公民館の運営、文化財の保護、その他社会教育全般。	
証明書等の手数料一覧表		
平成元年4月1日現在		
■各種証明書交付手数料		
・印鑑登録証明	1枚につき	200円
・身分証明	1枚につき	200円
・転出証明		無料
・戸籍・除籍の記載事項証明	1件につき	200円
・住民票記載事項証明	1件につき	200円
・財産証明	1枚につき	200円
・農地転用事実確認証明	1枚につき	200円
・農地交換証明	1枚につき	200円
・農地法の適用を受けない土地の事実確認証明	1枚につき	200円
・経営農地証明(耕作地に関する証明)	1枚につき	200円
・農地法の許可を受けたる事の証明	1枚につき	200円
・その他の証明	1枚につき	200円
■公簿の謄本、抄本交付手数料		
・住民票の世帯一員の写し	1枚につき	200円
・住民票の世帯全員の写し	1件につき	200円
・戸籍の謄本、抄本の写し	1枚につき	300円
・除籍の謄本、抄本の写し	1枚につき	500円
・戸籍の附票の写し	1件につき	200円
・その他の公簿の謄本、抄本の写し	1枚につき	200円
■公簿の閲覧手数料		
・土地台帳	1件につき	200円
・名寄帳	1件につき	200円
・地図	1件につき	200円
・住民基本台帳	1件につき	200円
・その他の公簿の閲覧	1件につき	200円
■印鑑登録証交付手数料	1件につき	200円

[みやすいところに貼っておきましょう]

[みやすいところに貼っておきましょう]